

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月31日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

香川県人事委員会規則第8号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
所在地	公署	級別 区分	所在地	公署	級別 区分
観音寺市伊吹町856の2	伊吹駐在所	2級地	観音寺市伊吹町856の2 <u>仲多度郡多度津町高見1726の1</u>	伊吹駐在所 <u>高見駐在所</u>	2級地
略			略		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。